

蒙古朝治下における漢人世侯

——河朔地区と山東地区の二つの型——

井ノ崎隆興

【要約】 十三世紀の初期、漢土は宋・金・蒙古の三朝鼎立で混沌たる社会情勢を醸し出していたが、一二三四年に蒙古は金を亡ぼして、漢土の民衆に君臨するに至つた。併し、それが異民族支配であつただけに並々ならぬ抵抗を受け種々の困難を伴つた事は云々までもない。まして、江南の地にあつて南宋は虎視眈々として失地回復を狙つていたのである。此の時に蒙古朝廷と民衆との丁度中間的地位を占めて、微妙な役割を演じたのが漢人世侯達である。この漢人世侯と蒙古朝との関係において考察しようとしたのが本論である。

一、はしがき

北族部族が漢土を征服する時、常に彼等を迎え入れようとする漢人達がいる^①。

蒙古人によつて元朝が成立する前に於ても、侵入軍に便宜を与えたり、或は進んで侵略軍の先鋒となる等と、一群

の漢人達の貢献には刮目すべきものがあつた。此等の漢人達こそ、やがて一定の義務履行と交換に諸権利を容認された、所謂漢人諸侯となる人達であつた。

當時を記録する元史を掃く時、容易に多くの漢人諸侯を見出すが、中でも滿城(保州)^②に根拠をもつ張柔、天城(西京、大同の屬地)の劉黑馬、真定(正定)の史天沢、

蒙古朝治下における漢人世侯(井ノ崎)

鄆州（東平）の嚴実が、「他に衆を領する者あるといえども、俱に此の四人の兵数の多きと、力の強き事におよばず」（黒韃事略）と、説明されるように「四大諸侯」と称せられた。又、「太祖皇帝以来、中原を定め江南を取る。

漢人て興国に勞のあつた者は、張（柔）氏と史氏を最となす」（道園学古録、淮陽獻武王廟之碑）とも云われている。要するに、史天沢、張柔、嚴実、劉黑馬の四人が、蒙古朝廷に忠順な有力諸侯であつた事は間違いない。

併しながら、すべての漢人諸侯が蒙古朝に忠順であつたわけではない。

例えば、金末に蒙古軍に降つた金朝の武將武仙が蒙古の太祖二十年（一二二五年）に叛旗を翻し、沢州（山西陽城県西）に於て敢えなき最後を遂げたというものの、其の間十年にも及んで執拗な抵抗を続けたし（金史、武仙伝）、嚴実の次子と生れながら蒙古朝廷の意向を無視し、遂に中統二年（一二六一）五月十四日、京師に召還せられて官爵を一挙に剝奪された東平路管民総管兼行軍万户の嚴忠濟など（中堂事記中）、反抗の漢人諸侯達も容易にあげ得る。

だが、最も注目すべきは李璣の叛乱であろう。山東一帯に五十年にわたつて其の強盛をうたわれた李氏が、璣に至つて中統三年二月三日を期し突如として益都に起り濟南に抛つて反旗を翻した。親王哈必赤の指揮する蒙漢連合の討伐軍は直ちに濟南に向つた。かくて包圍されること五ヶ月、弓折れ矢尽きた李璣は大明湖の投身自殺も果さず、遂に誅殺されて、この叛乱は鎮定したが、元朝成立の間もない時期であつただけに其の衝動は非常に大なるものがあつた。

以上のように、蒙古朝治下の漢人諸侯には忠順型と反抗型とも云うべき全く相反する二つの型が存在した。^④尤も、二つの型が存在すると云う其れだけなら他の場合にも見られる現象で、特に取りあげる必要はないかも知れない。だが問題は此の二つの型が蒙古人政權という異民族の支配統治の下に芽ばえた現象であり、而も、次にあげる事実と密接な関係があるに至つて、考察の対象としての価値を十分にもつてくる。

その事実と云うのは、李璣の叛乱に見られるように、反抗的漢人諸侯達は山東地区ないしは其の近辺に根拠地を

持つていた事である。李璿からの密使が届いていた劉復亨は德州の万戸兼軍民総管であつたし、同時に決起すべき筈であつた張邦直の兄弟は済南の万戸であり、叛乱に歩を合した李臯哥は徐州の総管を務め、そして、当然李璿と共に戦つたであろう嚴忠濟は、先に書いた通り既に処分されてはいたが東平が在地であつた等々である。^③

これに反し、李璿討伐に参加した漢人諸侯は、行軍総官の張柔は順天、丞相の史天沢は真定と、いくらでも挙げうる其の殆んどが河朔^④出身の漢人諸侯であつた。

世祖フビライ汗が開平府（察哈爾多倫県）より中都（至元九年に大都と改名）へ遷都したのは、至元四年（一二六七）であつたが、河朔の漢人諸侯が、山東の漢人諸侯に比べて蒙古朝に近く、その地理的な差異が、そのまま両地区へ蒙古朝廷の支配力の強弱となり、忠順と反抗の相異が出来たのであろう。併しながら、いずれの組の漢人世侯にしろ取つた行為が、夫々の諸侯にとつて、其の場合最も有利な行動であつた事は間違いない。そうだとすると李璿の叛乱の時、共に反抗を示した漢人世侯達の間には、それによ

つて有利になる何か共通の理由がなくてはならない事になる。其の理由とは、一体、如何なるものであろうか、興味ある問題と云わねばならない。

かくして、漢人世侯の考究の問題は提出されるのであるが、問題が漢人世侯を基盤としてに、当然彼等と蒙古朝廷とが基本的に如何なる關係にあつたかと云う理解が先行的に用意される必要がある。そして其の上で二つの型の代表として、史氏と李氏の両漢人世侯を比較考察する方法を取らねばならない。なぜならば、両者の相異点の中にこそ、一方を忠順に他方を反抗に向わせた要因が潜んでいると思われるからである。

考察は、先ず順序として、漢人世侯の出現までの管見から始まる。

一、漢人世侯の出現まで

貞祐二年五月（一二一五年、蒙古太祖十年）、宣宗は一部の強い反対を排して汴へ遷都した。所謂、金朝の南遷である。蒙古軍防衛の自信を失つた金朝としては、止むを得ない事

であつたのである。併しながら、「金の幽燕を棄て汴に遷都するは已に失策なり」（元史、史天倪伝）との史天倪の言葉に拠るまでもなく、それは宣宗の責められるべき失政の一つであつた。「金の貞祐、主は南渡し、元軍は北へ遷る。是時河朔は墟となり、蕩然として統なし」（元文類、易州大守郭君墓誌銘）と、河朔地方の荒廢と紊亂が激しい様相を呈し始めたのは、まさに此の時であつたからである。

かくして、戰場は河南を加えて拡大し、「戸口は日に耗り、軍費は日に急、賦歛は繁重にして、皆給を河南に仰ぐ。民命に堪えず。率に盧田を棄てて相繼いで亡去す」（金史・食貨志）の事態が出現した。この果しなく続く流民を、金朝は拱手傍觀しているわけにはゆかなかつた。それは戦力に影響し、延いては金朝の存立を揺がす問題であつた。

そこで、金朝は次の諸対策を採用した。

一、「其歲免租」の制

詔を下して流民に復業を命じ、若し応じた者には其の歳の租税を免除すると云うのである（金史、食貨志戸口）。併し、この処置は「國用の乏竭」と云う最大の欠点を暴露し

た。

二、「現戸代納」の制

前者の欠点を補うものとして続いて施行された此の制度は、流亡した者の租税を残つてゐる者に割りあてて代納さすものであつた（金史食貨志、戸口）。一応これは國用の乏調を防げはしたが居者の負担を倍加し、やがては又流民を促進する原因となつた。興定元年（一二一七年、蒙古太祖十二年）の「百姓流亡し遺賦は皆見戸に配す。人何ぞ以て堪えん。……亡者なんぞ復業を肯ぜんや。（中略）其れ并せ議して之を除げ」（金史、宣宗本紀）と云う厳しい勅命の一款から金朝が如何に此の防止に苦悩したか知り得る。

三、「免役・減税」の制

代納者には恩例を給し、他役を除き、或は本戸の雜征の四分の一を減じた。（食史、宣宗本紀）

四、「捕獲・治罪」の制

一ヶ月の期限を定めて復業を命じ、違えて来ない者は捕獲、治罪し、その土地は他の人に与える強硬手段を最後に施行した。

だが、此等の絵での努力は徒勞に終り、「亳州の戸は旧六万、南遷より以來、調発に勝えずして相繼で逃亡し、存する者は會ての十分の一もなし」(金史、食貨志)と、集慶軍節度使の溫迪罕達の報告からも分るように流亡は河南にも及んでいた。

もともと、金朝の戸口は泰和七年(一二〇七年、蒙古、太祖二年)まで増加してきた。^⑤「三年一籍」の原則で作成された天下の版籍は、「これ金朝の版籍の極盛なり」(金史、食貨志)と称せられた泰和七年籍を最後として以降の記載がない。蒙古軍の侵寇が激しくなり始めた其の頃に於て頗多な戸籍作成が不可能である事は、十分推察は出来ることに、又以後の戸口の減少を無言の中に明示しているとも云える筈である。

金朝が流亡防止に憂身をやつし、種々対策を講じて、繁重な賦斂が続く限り、流亡者は無くなるわけではないし、又、流民も復歸する筈もない。流亡こそは苛斂誅求から逃れるための消極的ではあるが民衆の唯一つの抵抗であつたの^⑥であらう。

ところが、「金は貞祐に播遷し、田疇は荒蕪して、人は食を得る所なし」(元史、王善伝)のような当時に於ては、流亡すれば、饑飢に迫り込まれて、結局、自から窮地に落ちるのを知り始めた民衆は、流亡に代る良き手段を考え出さねばならない段階に至つた。

蒙古軍の侵寇が激しくなるに従つて、金朝の権力は益々に衰退し、「群盜並起し、河朔の冀部にありて滋きこと甚し。……………宛焰の灼くところ里陌は蕭条となる」(秋洞全集、景州節度使賈公行狀)の事態となつた。群盜は富裕な豪族や比較的豊かな鄉村を先ず襲撃し始めた。泰和四年の大饑饉に、「粟八万石を発し饑者を賑む。士みな争いて之に附す」(元史、史天倪伝)と、云われた燕地方きつての豪族史氏が盜賊に襲われた様子を、「乱に遭い、盜賊は四方に起る。乃ち悉く家財を散じ、唯、廩粟が存するのみ」(同上)とあつて、簡単な記載ではあるが其の要諦とは十分窺える。

豪族達は、今や富を守るために防衛団を組織せねばならなくなつた。「張」柔は族党を聚め、……………壯士を選び、

隊伍を結びて以て自衛す。盜敢て犯さず」（元史、張秉伝）とは、易州定興県の豪農張柔の自衛団結成の記事であるが、自衛団の設置こそ、唯一の有効な防衛手段であつた事が分るのである。併し、「今や國家は喪乱す。吾が家の百口もてするも、何ぞ以て自ら保たんや」（元史、史天倪伝）との史秉直の告白からも察せられるように、一族の壮男のみ自衛では時に千人にも及ぶ群盜に所詮対抗出来なかつた。豪族達にとつては自衛団を一人でも多く増す必要があつた。

彼等が住民を賑わしたのは此のためであつて、「趙天錫」其の祖は財を以て郷に雄たり。衆の帰するところとなる」（元史、趙天錫伝）のように、豪族の翼下に民衆が加わり互に富と生命を守つてゆく自衛団が現われたのである。

この外に、今一つの種類の自衛団があつた。「果人聚りて謀りて曰く、時事此くの如し、吾が儕家室を保全せんと欲す。宜しく統属する所あるべし、乃ち相ともに〔王〕義を推して長となす」（元史、王義伝）や、「衆は〔王〕善を推して長となす。善約束して方あり、備禦して方あり。盜犯すこと能わず」（元史、王善伝）等の示す自衛団は、虜墟

の中に於て自からの方で生活を守ろうとした人々であつた。果や村で激しい討論の末に掟が定められ方針が打ち出された。何の強制も干渉もなく彼等自身が組織した自衛団体であつただけに、秩序はあり団結力は強かつた。又、「張」子良、千余人を率いて燕薊の間に入り耕稼す」（元史、張史良伝）と、盜賊防禦のみならず生産意慾に燃えた自衛団でもあつた。

ところが、以上のように多くの自衛団が随処に結成されると、その中には生活を維持し得ている間は、其の名の通り自衛団であるが、窮乏すると盜賊に変わる集団が出てきた。そして激しい衝突が起つた。併も争鬪は自衛団相互のみではなかつた。「太祖の世は歳々西域に事あり、未だ中原を經理するに暇あらず。官吏は多く聚斂して私貨は鉅万に至るも、官には儲待なし」（元史、太宗本紀）と、莫大な富を持つ官吏も襲撃された。「州県の吏は多く乱に乗じ貪暴にして不法なり。民往々令丞及び屬吏を殺す」（元史、王守道伝）とは、此の事を云つているのである。中書令耶律楚材が即位直後の太宗オゴダイ汗に、「民窮すれば盜となる。

国の福にあらず」(元文類、耶律楚材神道碑)と、進言しているように自衛団と盜賊団とは表裏していたのである。

群盜の跳梁は益々激しくなり、「強きはここに弱きを凌ぎ、衆きはここに寡きを暴い、孰れか得て之を控制せん」

(天文類、易州君墓大守郭誌銘)や、「所在の豪強は乱に乗じて起り、一憤一興、迭に雄長となる」(秋澗全集、朱氏世系碑銘)等と、当時の文獻は弱肉強食の様を余すところなく伝えている。かくて自衛団は他からの襲撃に備えて、より強力な自衛団となる必要に迫られた。「劉伯元、蔡友資、李純等また各々衆数千を聚め、〔趙〕柔の信義を聞き、共に推して長となす」(元史、趙柔伝)のように、合同して大集団となる事こそ強力な自衛団となる手つとり早い方法であつた。かくして自衛団は益々強力な大集団となつてゆく。衰亡の度が増すにつれ金朝は兵士の激減にも苦しみ始めた。「論して、山西の流民の少壯なる者を軍に充つ。云々」(金史、宣宗本紀)と、貞祐三年より屢々流民の軍隊編入が施行されたが、文字通り烏合の衆である此等の軍隊では到底蒙古軍に対抗出来なかつた。

蒙古朝治下における漢人世侯(井ノ崎)

ここに至りて、金朝は效果的な方法を講じた。それは興定三年(一二一九年、蒙古太祖十四年)、御史中丞完顏伯嘉の「兵興りて以来、河北の桀黠往々にして衆を聚めて自ら保ち、未だ定属あらず。乞うらくは招撫を賜わり、誓するに職名を以てし、他人の主たる所となるなからしめよ」(金史、完顏伯嘉伝)及び、「河東、河北に能く余民を招集し、城寨を完守する者あり。乞う、其の門地を問うことなく、皆等級を超越して本処に見任の職を授けられよ」と(同上)と云う両度の上奏にもとずいて、強い団結力と旺盛な闘争力を持つた自衛団を利用せんとしたのである。官爵授与という好餌で市井の徒に直接防衛の一翼を担当させる政策が早速施行された。破獄救度の無頼漢であつた泰安長清県の嚴笑は、多くの者を信服させ其の勢力が侮り難い実力者であつたために、一躍して百戸に任命され防衛の任に当らしめられた外、(元史、嚴笑伝)其の例は枚挙に遑がない。

併しながら、侵略軍に抵抗する事は、結局、撃破と虐殺を被る事を意味し、早く投降した者が其れだけ早く生命を保全されるのを知つた時、此等の防衛隊は見込みなき金朝

を棄てて蒙古軍の陣營に走つた。蒙古軍は此の投降者を歓迎し迎えた。「豪傑の来歸する者、或はその旧にもとずいて官を命ず」（元文類、雜著、制官）と、旧の身分が保証されたし、「僚属を自ら置くことを聴し、罪あらば專殺するを得」（牧庵集、磁州滏陽高氏墳道碑）及び、「焉に租賦し、焉を生殺するは一つに侯伯より出ず」（紫山全集・慶博州趙總管致仕還郷八秩詩序）の記載や、「那郡の兵民、賦税の若き事は、外、諸侯また自から辟用するを得」（元文類、雜著、制官）の説明から、生殺権と徵稅権を所有し、「父死ねば子継ぎ、兄没すれば弟及ぐ」（秋澗全集、王導神道碑）ところの漢人世侯がここに出現したのである。

三、蒙古朝の漢人世侯対策

太宗八年（一二三六年）七月に、「詔して真定の戸を以て、太后の湯沐に奉り、中原の諸州の民を諸王・貴戚に分賜す」（元史、太宗本紀）と、蒙古朝は劃期的な政策を施行した。太宗の八年と云えば、金朝が蔡州（河南汝南県）で史上より永遠に消滅した翌々年に當る。宿願達成に狂喜した

太宗であつてみれば、漢土の民戸の大半を一族に分賜した気持は容易に理解出来る。かくて、「五戸に絲一斤を出し、隨路の絲線、顔色と并して本位（諸王、后妃、公主）に輪せしむ」（元史、食貨志）の所謂五戸絲戸領主が出来上つた。此の五戸絲戸領主は、「必ず朝命によりて、恆賊を除くより外、擅に自から徵斂せしめざればやや久しかるべし。之に従ふ」（元朝名臣事略、中書耶律文正王神道碑）と、朝廷の許可が要するとは云え、必要があれば随時に差發を徵集し得る権利を持つようになったからには、ここに地方分権的制度が芽ばえたわけである。

ところが、蒙古朝廷は国初より中央集権制度の確立を計画し準備して来た事実を、吾々は站赤（駅伝）と統一紙幣發行の両制度から指摘出来る。即ち、站赤制度は、「太宗皇帝、元年己丑十一月十五日の聖旨で諸牛舖馬站を戒飭す」（永樂大典、站赤）と、太宗元年に体系づけられてはいるが、太祖チンギス汗の時に既に其の發芽を見ていた。^⑩「中統元宝鈔」と呼ぶ統一紙幣の發行は、「是時（『中統元年』）十月、又、諸路通行の中統元宝を印造す」（元文類、

徑世大典序錄、鈔法」と、世祖フビライ汗の即位の年（一二六〇年）に待たねばならないが、太祖二十二年（一二二七年）に其の事實を指摘出来るし、（元史、何実伝）太宗八年には、「詔して交鈔を印造し之を行ふ」（元史、太宗本紀）と、中央政府より紙幣が発行されていた。

凡そ、常に中央集権的な支配のために先ずとられた政策が、全国的な統一貨幣の発行と交通路の整備であつた歴史的事実を想いあわすとき、蒙古朝が早くより中央集権制度の確立を企図していた説明は、此れだけで十分である筈である。それなのに何故に此の国初以来の基本的政策に反してまで地方分権的な支配を施行する必要があつたのか。それには、それだけの理由が存した筈である。

勿論、元史の食貨志には此の疑問に答えて、「昔より帝王が、其の宗族姻戚に於て、必ず其の後に致すのは、親々の義を明かにする所以なり。元の制を為るや、其れ又、厚きの至れる者ならんか」と、一応の説明はしているが、唯、親々の意の優遇であるだけなら耶律楚材も、「多く金帛を与ふるに如かず。以て恩と為すに足る」（元朝名臣事略、中

書耶律文正王神道碑）と、云うように金帛で十分であつたし、それに、先に掲示した「恆賦を除くより外、擅に自から徴斂せしめざれば云々」と、優遇と云うには余りにも厳しい制限が其の領主権に附せられていた事實を見ると、元史食貨志の説明のみでは満足出来ないであらう。

かくて、ここに蒙古朝廷の重大な企図が別に隠されているに違いないと云う考えに到達する。此の推察が間違いないとすれば、ただならぬ重要性が想像されるだけに、此の分賜政策以外に此の企図に連関して、しかも時期的に見ても前後する一連の政策が発見出来なくてはならない。吾々は此の観点にたつて、逆コース的な分賜政策の真の意義を究きとめねばならない。

「太宗七年」天祿に詔して、東平の軍民を括戸せしめ、賦税は並て天祿の已に括した籍冊により、嚴実は科收し得ず」（元史、石天祿伝）と、これは重大な事態の勃発を示している。「四大諸侯」の一人として、自他ともに許した嚴実が支配下の住民に対する徴税権を一挙にして奪われてしまつたのである。

もともと、戸口の数においても、文化の程度においても、比較にならぬ程に優位にあつた漢民族を支配するための方便として、漢人世侯を利用した蒙古朝は、總ての点に於て、

蒙古至上主義を取りながらも、彼等には寛大な待遇を以てのぞんだ。在地の民からの徴税も、其の意味から漢人世侯に許された特権の一つであつた。併しながら、此の特権も

一時的な政策であつて、徴税権の剝奪は、實に太宗が即位の時から胸深く秘めていた。「太宗元年、始めて倉廩を置

き、駅伝を立て、河北の漢民に命じ、戸計を以て賦調を出さしむ」（元史、太宗本紀）から其の事が窺知出来るし、翌

二年十一月に、燕京都以下十路に徴税課税使なる徴税官が創置せられるに及んで具体化され、同六年、徴取課税所を創設し、続いて翌七年には、乙未年籍が作成されて、ここ

に至つて徴税体制は全く完了した。かくて、嚴実の例に見られたように、漢人世侯の徴税権は根こそぎに喪失し、蒙古朝の最初のしかも強硬な漢人諸侯対策の一石が打ち下ろされたのである。併しながら、漢土の物資の豊かな要地に、長きにわたつて勢力を育成してきた野心に満ちた漢人諸侯

への対策が、此れだけでは十分ではない。漢土の自主的な直接支配の確立のために、何をおいても続いて強力な手段が講ぜられねばならない筈である。

太宗八年の分賜政策は、まさに此の意味での第二の石であつた。云わば河北全域にわたつて蒙古朝の勢力を扶植せんとする手段であつたのである。

しかも、この分賜施行に引きつづいて、「太宗八年」、州県の守令の上に、皆監を置く」（牧庵集、譚公神道碑）と

いう蒙古人の地方最高行政官の設置は、云わずと知れた漢人世侯の監視の第三の手段であつてみれば、もはや此等の諸政策は、明かに漢人世侯を抑圧し漢土の自主支配のために打出された一連の政策であつたと断定出来るであろう。

漢人世侯の勢力を抑えた蒙古朝は、「乙未の版籍より後、政は煩わしく賦は重く、星火より急なり。民にわかになずること能わざる云々」（元朝名臣事略、丞相史忠武王伝）と、太宗七年以後、蒙古朝は全面的に獲得した徴税権を過重までに行使し、経済的立場においても絶対的優位に立つべく急いだ。此の機会に乗じて利にさとい西域商人等の高利貸に

よる誅求が民の困窮を増したとは云うものの、「民、田を売り妻子を鬻いで給するも、能わざる者あるに至る」

(同上)や「大名(河北、大名県)は賦調に困る。……」

若し復た之を徴せば、民生きる者なし」(元史、王珍伝)等多くの文献が其の苛酷を伝えているように、徴税強行政策の厳しさは甚しいものがあつた。

ところが、搾取に喘いだ民衆は、憲宗マング汗の元年(一二五一年)包銀制の施行に當つてようやく激しい抵抗を示し始めた。王玉汝が先ず「民力支えざらん」(元史、王玉汝伝)と反対したし、張邦傑が廃止を唱えた。(新元史、張勉伝) 嚴氏の部下であつた張晋亨は、「諸君(漢人世侯達)の職は親民にあり。民の利病をすら且お知らざるか。いま天顔咫尺、知つて言わざるは罪なり。命を承けて歸り、事濟す克わざれば、罪いかに当らん。云々」(元史、張晋亨伝)と激怒した。そして、此の張晋亨の言葉から民衆の強い反対のようすを容易に知り得るのである。果して、憲宗元年、六兩制で発足した包銀制を同五年には早くも四兩制に切り下げた蒙古朝の讓歩が其れを余すなく示している^⑩。

このように漢人世侯と民衆共々のとみに高まる抵抗に対して、蒙古朝は如何なる処置をとつたであらうか。

元来、漢人世侯が課せられた貢賦は決して多いとは云えるものでなかつた^⑪。それは彼等を利用する為であつた事は先に述べておいた。実際、蒙古朝の漢土支配に於て漢人世侯の功績は大なるものがあつたが其れは免もかくとして、蒙古朝は如何にして巧みに反蒙古勢力を回避したか嚴氏を対象として見てみる事にする。

嚴氏を特に取りあげた理由は外でもない。包銀制の施行に當つて最も強く反対した王玉汝・張晋亨等の漢人世侯が、いづれも嚴氏に關係していた人達であつた事からして、蒙古朝の対策も当然嚴氏において最も顯著にあらわれていると考へたからである。

先ず太宗十年の出来事である。嚴氏の封地であつた東平を、太宗は十地に分割して他の勲貴の臣に賜与しようとしたのである。此の事は、王玉汝の決死の抗議に心動かされた耶律楚材が、「嚴実は三十万戸を以て朝廷に歸し、崎嶇の兵間、三たび其の家室を棄つれど卒に異志なし、豈、他

の降者と同じならんや。今其の土地を裂き、其の人民に析つは、功あるを旌する所以にあらず」（元史、王玉汝伝）と、諫言したのによつて中止されはした。しかし、太祖十年に投降して以来、十有八年の間、一すじに忠節を尽した漢人世侯の場合ですら、封地の替換や没収を、何時でも朝廷の思うままに自由に出来た事実を此の事例を通して十分に窺い知る事が出来るのである。

今一つの例は世祖の即位直後の事である。前にも書いたように、敵忠濟は東平路管民総管兼行軍万戸の頭職を嗣襲して二十年にもなる敵実の長子であつた。彼は蒙古朝廷の政策に非協力であつたと云う其れだけの理由のもとに、京師に召還され総ての官爵を剝奪されたのである。此の事実からは、朝廷の一方的意志によつていとも易く漢人世侯の身分を剝奪し得たかを知る事が出来よう。

以上のように、漢人世侯は其の身分も封地も実に不安定なものであつた。彼等はただ忠順である限り安堵し得たのであつて、諸政策の協力に精励であればあるだけ確実に其の地位を確保出来る仕組に出来ていた。「吾は一農夫のみ。

天下の多故に遭い、ただ忠義を以て人に事え、僅かに門戸を立つ。深く願わくは、汝が曹は田に力め書を読み、非望を求めて吾が累になる勿れ」（元史、董俊伝）と、左副元師董俊が屢々諸子を誡めたと云う此の言葉から当時の漢人世侯が卑屈なまでに忠誠を示さんとした姿が如突に見られるではないか。

そして、先の「諸君の職は親民である云々」との張晋亨の言葉や、次章に掲げる史天沢の忠誠を誓う言葉等を併せ考えると、漢人世侯達がとりも直さず民衆の反抗を抑圧監視する末端機関となり、蒙古朝の激しい搾取を可能ならしめるに大なる役割を果したのを知るのである。

蒙古朝廷の漢人世侯対策は此のように巧妙なものであつた。

四、河朔の史氏と山東の李氏

史氏が財をなしたのは、嘗て、史倫が家室を築くとき、偶然に掘つた地中から金塊を発見したによると云われている。金末の河朔の荒廢の中にあつて、奴虜となつた者を買

いとつたり、学者を招いたり、泰和四年には、前に書いたように粟八万石を出して饑民を救うたりした。その豪族が史乘直の時代に至つて重大な危機に直面した。彼が一族を聚めて云うのには、「方今、國家は喪乱す、吾が家の百口もてするも何ぞ以て自ら保たんや。既に降る者は免れ得るを知る」（元史、史天倪伝）と、さしもの富と実力を誇つた史氏も長期の戦乱のため自保すら出来なくなつて、里中の老稚数千人を率いて蒙古軍に降つたのである。

漢民族と云う高い誇りと伝統に輝く史氏にとつては、蒙古人に隸従する事が如何に苦痛であつたとしても、投降して征服者の権力に頼る以外に既存の名声と生命を維持する方法を考え出せなかつたためである。

而も、史乘直の投降の報が「一たび伝わると、「遠近より聞きて附す者は十余万家あり。尋て之を漠北に遷す。降人道に饑う」（元史、史天倪伝）と、生活の術を失つた十万余戸の人々が附随した。そして、既に考察したように、当時の河朔地方の状態は降人達が直ぐさま饑餓に襲われる程荒廃していたのである。

蒙古朝治下における漢人世侯（井ノ崎）

他方、李氏の場合はどうであつたか。

宝慶三年（一二二七年）三月、李全^①の率いる青州（山東益都県西南）の守備軍は、蒙古軍の一年越しの包圍を受けて食糧に苦しみ、数十万の軍民は数千に減じ戦意はとみに衰えつつあつた。南宋軍の来援を期待出来ない今となつては投降以外に此の苦境をきり抜ける方法を知らない李全の心はちぎに乱れていた。彼には投降を提案出来ない次の理由があつたのである。

もともと、李全の王いる軍隊は、金朝が南遷して以来、あらゆる異民族の侵入に抵抗するために発足し、後に高忠峻が民兵を組織すると、いち早く五千人と共々に此れに参加した純然たる義軍であつた。それで投降を云い出せば部衆から強い反対を受ける事は火を見るより明かであつた。其の上、李全にとつては感情的な今一つの理由があつた。それは、先年、山東地方を蹂躪した蒙古軍に無惨にも彼の母と長兄が殺された。其の悲しみと怒りが甦つてくる度にもすれば投降に傾むく心を鞭うつたのである。苦しみの余り自決せんとまで思いつめた李全を救つたの

は、起軍以来の腹心の部下であつた鄭衍徳と田四の「譬えば、衣が身にありて袖なきを愁いとなすが如し。今蒙古が北に帰れば必ずしも非ならず」（宋史、李全伝）と云う激励であつた。是非は兎もかくとして、降服すれば蒙古軍は北へ還るだろうし、この事は結果的に見れば撃退したのと変りはない。兎にも角にも、蒙古軍の撤退を望むならば、投降はかならずしも非行どころか、反つて巧みな軍略であると云う考え方も十分是認される筈である。かくて、同年四月全軍は蒙古軍の軍門に降つたのである。

古来、山東地方は北支那きつての豊饒な地であつた。益都は北支に於ける唯一の銅の産地であり、済南からは鉄・銀が産出するし、山東半島の寧海からは銀が産出した。^⑤又、太宗二年、始めて益都に塩課課税所を置いた山東の塩は、「山東の塩課を割きて以て師にもちう」（元文類、済南路大都督張公行狀）とあるように、李壇討伐の軍費を賄つて余ある程の財源であつた。「塩を煮て海を涸らし、銅を刮りて山を夷らす。地は險にして物衆し」と、云う「中統神武領」（秋瀆全集）の一節や、元史食貨志（歲課の条）の記載

から間接的ではあるが、山東地方が河朔地方より物産が豊かであつた事を推察出来る筈である。

更にいい事には、「群盜蠢起し、河朔の冀部にありて滋きこと甚し」と、あるように、戦乱による荒廃と治安の紊乱が河朔地方に比べて遙かに少かつたし、その上、戦乱の真中にありながらも淮南地方との通商貿易は見るべきものがあつた。「膠西は登・寧・海の衝に当り百貨輻湊。……時に互下始めて通ず。北人は尤も通貨を重じ価十倍に増す。〔李〕全は商人を誘うて山陽に至り、舟を以て其の貨を浮べ而して之を中分して、淮より転運して膠西に達す」（宋史、李全伝）は、其の一端を明示しているものである。

以上のように考察してみると、両者の間には著しい相違があるのが分る。即ち、河朔の世侯である史氏の場合は、荒廢した地域で生命を維持するために、一族郎党とともに進んで投降した追いつめられた人達であつた。これに反し殷富な地方に拠つた山東世侯の李氏は、蒙古軍の北へ還るのを計算に入れた云わばかりその降服であつたのである。

この根本的な相違は降服後に於ても明にあらわれた。史天倪は千余人を召集して清寨軍と称し、木華黎の指揮する蒙古侵入軍の先頭に立ち数々の大功をたてた。例えば、絳州（山西新絳県西南）の攻略戦では木華黎の激賞を受け繡衣と金鞍を置いた名馬を賜つてゐる。蒙古軍が馬を至上の財物とする遊牧民であつてみれば、名馬の受賞が此の上もない名譽であつた事は今更云うまでもない。此のような史氏一族の忠誠ぶりは、「史氏は隴畝より起り、風雲に際し涼徳・薄效、其れ將に幾何ぞ。今身名は顕赫し、宗族は昌熾す。是の如きは何を以て乾坤大造・累朝の恩私に答えん乎。若し王事を以て身を辺郡に歿し、馬革で褻みて帰葬するは、吾が素よりの願なり。汝等謹んで此の訓に服せ。苟し吾が言に違はば、暴を吾が邱墓に与えるのみ」（秋潤全集、丞相史忠武王家伝）との史天沢の訓戒からも十分に知り得るであらう。

一方、李氏は金が太宗三年に死に養子の瑄が益都行省を世襲すると、早くも、「朝廷は数々兵を徴すれど、輒ち詭辞して至らず」（元史、李璫伝）と、非協力的態度の片鱗を

蒙古朝廷下における漢人世侯（井ノ崎）

あらわし、憲宗八年四月には明かとなつた。「益都は南北の要衝なり、兵は撤すべからず」（同上）と、李璫は、憲宗の命ずる出兵に応じなかつたのである。憲宗八年は対南宋攻撃が既に開始されており、其の四月は憲宗自から四川方面に出撃して、主力は隴州より散関の險を経て沔州に突入してゐた時である。云うまでもなく、漢人世侯達には投降によつて安堵される代償として貢納と並んで軍役の義務が課せられていて、普通その義務の拒否は許されなかつた。ところが、李璫の拒否は一応の理由があつたので許可はされたが、その代りに背面作戦として淮北地方への進軍が命ぜられた。そこで李璫は大捷を得たのである。南宋朝は淮北地方を奪還して、敗北続きの戦況を一挙に好転しようとして企図した。それだけに激しい攻撃となつてあらわれた。李璫は勝に乗じて淮南地方をも一気に攻略する事こそ最上の防備であるとの意味の事を進言して、即位間もない世祖に援軍を請うた。此の時突然しかし誰れもが予感してゐた内訌が起つた。それで世祖は外部との摩擦を恐れて対宋政策もきわめて慎重となつた。李璫の奏請を許さなかつた事

は勿論である。

ところで、蒙古朝の内訌は、今に始まつたのではなく、葛藤は深い根差しを持つているが、其れを書いてある余裕はない。唯、この場合の内訌とは阿里不哥との内紛で、あらまは次の通りである。

憲宗九年（一二五九年）の七月の末か、八月の始めに憲宗が陣歿した。末子が地位と財産を相続する蒙古の相続法を尊重すると、阿里不哥は拖雷の末子で、拖雷は太祖デングス汗の末子であつたから、阿里不哥の大汗継承が正当であつた。その機会が今おとずれたのである。阿里不哥は次の大汗選挙の大聚会の召集を命じた。しかるに、翌年三月、世祖は突如として大汗に即位した。続いて四月、和林（在外蒙古庫倫西南）で五代目の大汗に擁立された阿里不哥と「大汗継承」と云う主権の問題を介して、兄弟の間に激しい抗争が開始された。大汗即位が邪道であつただけに、一族の殆んどを敵に廻し、文字通り四面楚歌の世祖フビライ汗であつた。だが結局、複雑な紛争の結果、至元元年（一二六四年）正月、世祖の勝利に終つたのである。

さて、考察は戻る。

前に李全は豊かな物産と通商貿易に潤う生活を守るために南宋の義軍の旗を巻いて蒙古朝に降つた筈である。それが李璫の時に至つて、皮肉にも逆に南宋軍の執拗な攻撃により破壊されつつあるのである。併も、世祖の頼みにならざる事が分ると、「一路の兵を以て、一敵国に抗するは、衆寡侷しからず。人ともに思ふ所なり」（元史、李璫伝）と、李璫は憂慮し始めた。そして其の気持がやがて窃に南宋に好を通ぜんとするの亦自然のなりゆきであつた。

もとより、世祖は阿里不哥との抗争に全力をあげたが、最近非協力的態度を示す李璫等の山東地方に於ける漢人世侯の行動が気がかりの種となつてきた。

そこで、「中統二年正月、張柔……諸侯の権を削り、晉徳を選びて之を監せん事を廷議す。諸万戸は懼る。……遂に十道安撫司を立つ。諸万戸皆怒る」（新元史、張柔伝）と、漢人世侯がこぞつて激怒する露骨な弾圧政策が採用されるに至つた。懐柔政策から弾圧政策への明かな変化を見せてきた蒙古朝の漢人対策が、此のように日増に厳し

くなるに従つて、漢人世侯の中には依然として蒙古朝に忠誠であるべきか、又は反対に南宋朝に帰して其の庇護のもとに、自己の位置を保つのが利となるか真剣に考え出した。

其の最も端的なのが李璣であつた。「諸侯は朝覲すれど、璣は又至らず」(元文類、濟南路大都督張公行狀)の態度が、「中統鈔法は各路に通行すれど、惟、璣は漣州令子を用う」(同上)と、蒙古朝制定の通貨の使用を拒み、遂には、「士卒は、唯、璣の号令を知りて復た朝廷の命を稟くることを知らず」(同上)と、蒙古朝廷が最も恐れている事態にたち至つた。姜夔をして、「益都の李璣の反状すでに露る。宜しく先きに其の未だ發せざるに、之を制すべし」(新元史、姜夔伝)と、奏せしめるに至つたのは此の時期の事であつた。而も、「李璣」偶々漣州を陥し、輒ち其の功を貪り、悉く歲賦を留めて兵を括する用となす。而して又、侵して塩課に及ぶ」(元文類、濟南路大都督張公行狀)と、財源的にも用意の出来た今となつては李璣の心は決つた。質子として京師にあつた璣子の李彦簡を誘ひ呼び戻した李璣は、漣海の三城を南宋朝に献上する代りに強力な援助を約して遂

に反旗を翻したのである。

要するに、河朔地方の漢人世侯は、生活を守るために蒙古朝に隸属した。蒙古朝の権力に頼らなければ自滅する外なかつたのである。ために蒙古朝の衰退は、直ちに彼等の衰亡を意味したので全力を拵げて忠誠を尽した。これに反して、山東地方の世侯は蒙古軍の侵入により戦場と化し生活が破壊されるのを恐れての降服であつた。生存してゆくに蒙古朝の権力に頼る必要はなかつた。むしろ其の干渉と搾取を極度に嫌つた結果彈圧が加えられれば益々反抗的に走つたのである。

五、叛乱漢人世侯の敗因

李璣の叛徒は十万と称せられたし、夏貴の率いる南宋軍は、これに呼応して破竹の勢で北上を開始した。「上、親王の哈必赤(哈必赤)に詔して、諸道の兵を総べて之を討たしむ。璣の兇勢は甚ださかなり、繼いで公(史天沢)に命じて往かしむ」(元朝名臣事略、丞相史忠武王神道碑)と、それは激しい叛乱であつた。

ところが、その激しい叛乱が、同年七月に李壇が逮捕されて、あつけなく終結した。その間僅かに五ヶ月という驚くべき短期間である。このみじめな敗北は何に起因したのであろうか。

蒙古朝の搾取は包銀制の施行を機会として、大衆の強い反撃を受けた事は、既に考察した。併し、搾取は決して止つたのでなく、民の困窮はますます其の度を加えた。「爰に包銀の法が行われてより、弊が積みて、今や民力愈々困る。朝廷が制を立てるは、もと民を利せんと欲せしに、反つて民を害う。法の弊にあらざして人の弊なり。之に加ふるに、濫官、汚吏が夤縁して侵漁し、科斂すれば務めて羨余を求め、輸納すれば暗に折耗を加え、以て淫を致す。刑は虐く、政は暴く、斂は急で、農夫を徴使し、田里に安んじ得ない者が害を為すこと一にあらざ。吾が民、安ぞ重困せざるを得んや」（元典章、聖政卷三均賦役）と、包銀制の正当性を強調した此の庚申（一二六〇年）四月六日の詔書の一歎が、はしなくも民衆の困窮を完全に裏書きしている。併しながら、山東地方の住民は河朔地方の住民に比べる

と比較ならぬ程、生活に余裕があつた筈である。前にも書いたが、山東地方が豊饒な地であつた上に、李壇の討伐より帰還した唆都が、「郡県の悪少年が、間道より馬を宋境に鬻ぐ。云々」（新元史、唆都伝）と、語つている事からも分るように、淮南地方との盛んな密貿易が生活の窮乏を幾分なりとも救つていた。それで蒙古朝の重圧に対して力で以て対抗するような激しい反抗意識はなかつた。むしろ、生活を破壊する戦の始まるのを非常に恐れていた。「延議して諸路の兵を増調し、宋を伐たんとす。濟南路は応に二千三百人を調すべし。民大いに擾ぐ」（新元史、張迪伝）と、民衆にとつては精一杯である戦争忌避の意志表示を調兵拒否の騷擾から感じ取ることが出来るのである。

こういつた大衆を基盤として、李壇は反乱を起したのである。「民は壇の反するを聞き、保郭に入り、或は山谷に奔竄す。是により益都より臨淄に至る数百里、寂として人声なし」（元史、李壇伝）と、嘗て蒙古軍の侵入に対しては、共に起ちあがり雄々しく抵抗した民衆は、完全に協力を忌避した。

而も、濟南城で包圍を受けた叛乱軍は、三ヶ月の籠城のために極度に士氣は衰え食糧は逼迫した。李璣は城中の婦女子を將士に与えて士氣の興揚を計り、民家に貯蔵する食糧を徵發して軍糧にあてた。この兩対策が共に住民の激しい怒を買つた事は云うまでもない。かくて、「是に至りて、人情は潰散し、璣は制する能わず」(同上)と、人心は全く李璣から離れていつた。

李璣の失敗は此れだけではなかつた。山東地区の多くの諸侯が同時に蜂起すると云う見込が全く誤算に終つてしまつた。例えば、德州の劉復亨は李璣の密使を斬り捨てたばかりか、逆に討伐軍の先頭に立つたのを始めとし、(元史、劉通伝)濟南の張邦直兄弟は同調しておりながらも反旗を翻さなかつた。(元史、世祖本紀)又、彼と行動を共にした徐州の李杲哥は余りにも簡単に敗北してしまつた。(元史、敵忠嗣傳)そして、最も期待していた南宋の援軍は、斬より亳・滕・徐・邳・滄・浜の七州を攻略し、破竹の勢で進軍して来ながら、渦口(安徽省懷遠県東北)で張弘昭に撃破されるに及んで其の望は絶たれてしまつた。(元史、張弘

略伝)

このように、大衆の支援なき叛乱を起し、山東地区の漢人世侯の同時蜂起と、南宋の援助を過大に評価した叛乱軍であつてみれば、僅か五ヶ月で滅びた事もあながち無理からぬ事であつた。

六、ま と め

金朝が衰亡の色を濃くしたのは、宣宗の南遷からであつたし、賦斂が繁重の度を増したのも其の頃からであつた。この搾取を免がれ生活を守るために出現した種々の自衛団は、結局、蒙古軍と手を結んで共同の敵である金朝を亡し、蒙古朝との間に新しい支配關係が成立した。金朝を倒すことに成功した安堵から初期には見られなかつた抵抗が、異民族支配と云う特異なものであつただけに、憲宗の包銀制施行を契機として表面化してくる。この激しい漢民族の反抗を回避するために蒙古朝廷は漢人世侯を矢面に立てた。大衆の反抗を压え、忠誠を励む者のみ世侯としての身分を保証したのである。併し、金・宋・蒙古と複雑な三朝対立

の政治情勢が、漢人世侯をして如何なる権力と結びつく時、彼等の既存の地位を最も安全に保持出来るかを判断する政治感覚を非常に鋭敏にした。かくて、早くより蒙古族と接触していた河朔地区の漢人世侯は、生活を維持するために蒙古朝廷に積極的に協力したのに反し、山東地区の漢人世侯は生活を守るために逆に反抗的となつた。世祖が即位して元朝が成立すると、世祖は阿里不哥の内訌のため、外部との摩擦をさけるのに臆病すぎる程の配慮を行つていた。

従つて、宋朝との問題については慎重に漢人世侯を指導した。だがその反面、漢人世侯の問題になると極めて厳格であつた。政治的に有害という理由で嚴忠濟を除くのに少しも躊躇しなかつたし、宋朝に接近したと云う理由で全力をあげて李璫を葬つた。基礎未だ固まらざる元朝にとつて漢人世侯の動向が重大に影響する事を考えれば当然な事と云わねばならない。かくて、李璫の乱を機として、やがて漢人世侯は軍民兼領の特権を剝奪され、至元元年（一〇六四年）、「始めて諸侯を罷む」（元史、世侯本紀）と、全面的に姿を没するのである。

① 此の事については、蒙思明が「元代社会階級制度」（一八一—一九頁）で少し述べているが、体系的に指摘されたのは、田村実造教授の「ポヨウ王国の成立と性格」（東洋史研究第十一卷第二号）に於てである。

② 元史、卷一四七、張柔伝に「辛丑、升保州為順天府」とあり、普通「順天の張氏」と呼称されていた。

③ 李璫の乱の持つ政治的意義を其の歴史的経過において詳細に考究されたのは、愛宕松男教授の「李璫の叛乱と其の政治的意義」（東洋史研究第六卷第四号）である。

尚、拙稿を草するに当つて、教授の論文から多くの御教示を受けた。

④ 此の事については、古島和雄氏が「中世における民族の問題」（歴史学研究会一九五一年大会報告）で既に指摘されている。

⑤ （次頁地図参照）

⑥ 河朔地方とは黄河以北の地を指すのであるが、困つた事には黄河は屢々、その河道を変えるのである。大まかに云つて北流と東流とがあるが、（註⑤の地図参照）金の天会六年（一一二八年）に嘗てない大変化があつた。それは宋の東京留守杜充が金軍の汴京進撃を防がんとするために黄河を切つて新道をつくつたのであつて、泗水より淮水に流れる所謂南流である。（外山軍治教授「黄河の河道を繞る金宋交渉」東洋史研究第二卷第四号）従つて元代に於ては、黄河は南流していたが、ここで云うのは其



れ以前の河道である東流以北の地方を指している。

	大正二十七年	明昌元年	明昌六年	泰和七年
	(一八七七年)	(一九〇年)	(一九五年)	(二〇七年)
戸数	六七九・四九六	六九三・〇〇〇	七三三・四〇〇	七六四・四三六
口数	四四〇五・〇六六	四五四七・九〇〇	四四九〇・四〇〇	四五八六・〇七九

⑤ 金朝の戸籍作成の順序は、三年に一度その年の正月初め里正、
 主首、猛安、謀克に命じ姓名と年齢を具して戸口を験し、同一

蒙古朝廷下における漢人世侯（井ノ崎）

十日に実数を県に報告し、二月二十日それを州に申し、それから十日以内に上司に届け、すべて四月二十日に戸部を経て中書省に達する事になつてゐる。

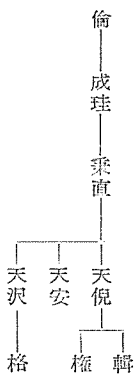
⑨ 太宗オゴダイ汗が自から四功といつて誇つた四つの手柄がある。金朝平定を其の第一に挙げてゐる事からして、彼にしては如何に自慢の種であつたか分る。尚、四功とは金朝平定の外、駅伝の設置、井戸の穿掘、探馬臣の創置の四つを云う。

⑩ 箭内互博士の「元朝牌符考」（蒙古史研究）に詳し。

⑪ 包銀制とは、例えば軍戸・站戸・儒戸等の特殊な戸計を除いた一般民戸に其の戸格に應じて賦課し、原則として銀納せしめた制度で、安部健夫教授の「元時代の包銀制の考究」（東方学報、京都第二十四冊）に詳し。

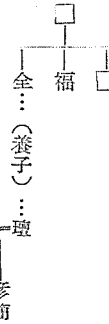
⑫ 愛宕松男教授は「李璵叛乱と其の政治的意義」で高麗から蒙古への歳貢を例として、漢人世侯にとつては過大な負担でなかつたと論じておられる。

⑬ 史氏の系譜はほぼ左の通り。

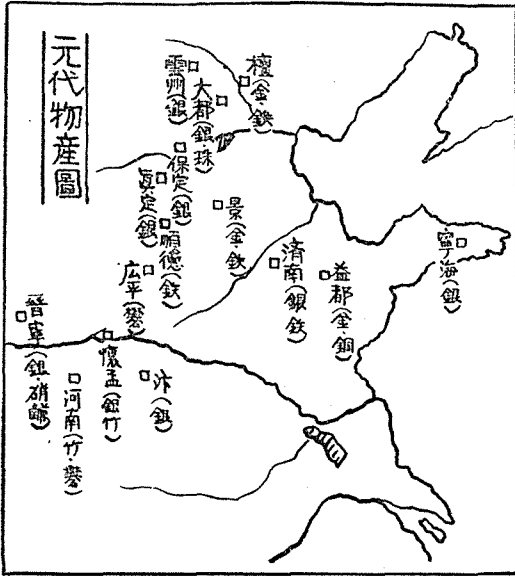


蒙古統治下における漢人世侯（井ノ崎）

⑭ 李氏の系譜は左の通り。



⑮ 左の地図は、元史食貨志によつて作成したが其の産出量は不明である。



〔附記〕 佐伯助教から資料の誤謬等について多くの御教示を受けた。深く謝意を表します。

四八

昭和二十九年十月十五日

史学研究會理事長

原 隨 園

当会々則第七条、第十三条ならびに附則の規定にもとづき、左の通り會員總會を開催致しますから、何卒御出席下さい。

記

日時十一月二日（火）午後三時（予定）

場所 京大楽友會館（市電近衛通下車）

議題

一、会 務 報 告

一、会 則 変 更

一、評議員 改 選

會員各位

〔おことわり〕 前号所掲の通り、十一月一日（月）奈良方面の見学を行います。バスの定員が五十名に限られておりますので、御希望の方は見学会費を添え、至急お申し込み下さい。見学会費は二百円と発表致しましたが、諸経費がかさみますので二百五十円と改めました。何卒事情御了察の上、既に二百円御納入の方は、追加会費をお送り下さるようお願い申し上げます。

5. Sanjo as an Economical Basis of the Nobility With the development of the knightly class the manors once held by the nobility were often in danger of destruction and the nobility tried to retain the estates of Sanjo as the last basis of their declining economy. It was that the Sanjo was not only the last trace of ancient slavery but also the emergence of Sanjo-min as the active traders of the age.

6. The Civil War and After During the Civil War of the Nanboku-cho (南北朝) the Sanjo played a great role. The survival of Nan-cho (南朝) over half a century was solely dependent on the economic power of the Sanjo-min. But with the development of merchant capital under the Muromachi (室町) Shogunate they were weakened and with it disappeared the last groundwork of the ancient state.

The Chinese Lords (Shih-hou 世侯) under the Mongolian Dynasty

by

T. Inosaki

During the first part of the thirteenth century China was in a chaotic situation arising from the social dislocation caused by the contending dynasties. But in 1234 the Yüan displaced the Chin Dynasty and the Mongolians ruled the people of China. The racial prejudice, however, was strong among the people and the ruling class was open to many resistances. Moreover Nan-Sung was anxious to recover territory lost in the social turmoil in the preceding ages. In such a circumstance the so-called shih-hou played a delicate role as an intermediary between the Mongolian Court and the people.